

公安委員会 決 裁 資 料	自動販売機による利用カードの販売の届出等 に関する規則の一部改正	令和８年５月20日 人身安全・少年課
1 改正する規則 自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則（平成８年鹿児島県公安委員会規則第14号。以下「規則」という。） 2 改正理由 鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）の一部改正により、条例における「青少年」の定義を「６歳から18歳に達するまでの者をいう。」から「18歳未満の者をいう。」に改正することに伴い、関係様式の改正を行うもの。 3 改正内容 別記第７号様式中 「<u>6歳以上</u>18歳未満」→「18歳未満」 4 施行日 令和８年７月１日（鹿児島県青少年保護育成条例及び施行規則の一部改正の施行日に同じ。） 5 経過措置 この規則の施行の際現に表示されている改正前の自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則別記第７号様式による青少年の購入を禁ずる旨の表示は、改正後の自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則別記第７号様式による青少年の購入を禁ずる旨の表示とみなす。		